

発議第 7 号


志摩市議会の解散に関する決議

上記の議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
します。


令和2年 9月25日 提 出

志摩市議会議長 濱口 三代和 様


提出者 志摩市議会議員

小河光昭 

賛成者 志摩市議会議員

下村卓 

野名登代 

西崎甚吾 

令和 2年 9月25日 否 決

志摩市議会の解散に関する決議

4年に一度の市民の審判を受ける市長選挙が本年10月に執行されるが、市政の責任の一端を負うべき市議会議員選挙については1年遅れの10月となっている。

志摩市の財政は、人口減、高齢化の進行による市税収入の減少、また合併算定替えといった合併自治体への財政支援措置も終了していることから、大きな流れとしての歳入の減少傾向は今後も継続する見込みである。

また、目下、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域経済は冷え切った状態であり、地域住民を守り支えていくには、さらなる対策、財源が必要である。財政的に厳しい志摩市においては、無駄な支出を抑えて、より慎重な財政運営が求められている。

これまでも議会報告会等で市長選挙と市議会議員選挙の同時選挙の実現を求める市民の意見も寄せられ、また自治会連合会との意見交換会でも、実現は望むが自治会からの要望ではなく、議会が自ら決断すべきとの意見もいただいたところである。

平成16年10月、旧5町合併において議会が選択した在任特例のつけを清算するため、合併から15年以上経過した今、議会は英断すべき時である。

以上のことから、世論の動向、選挙経費等の節減、及び投票率の減少に歯止めをかけるためにも、市長選挙と市議会議員選挙の同時選挙の実現が必要である。

よって、地方公共団体の議会の解散に関する特例法(昭和40年法律第118号)第2条の規定により、志摩市議会を解散する。

以上、決議する。

令和2年9月25日

志 摩 市 議 会